

ヤング  
Young  
イベント

まちにさわやがメロディー



六月六日の日曜日。風見物の人でにぎわう中央通り。軽快なメロディーに行く足をしぼらなく止めて、音楽に聞き入る人々……。これは白根青少年吹奏楽団による風合戦記念野外演奏会での「コマ」。

まちでの声を拾ってみると……「若い子が多いようだがうまいもんだ」（商店主）「白根にもあるんですね。がんばってほしい」（新津市の市会議員）「すばらしいことです。応援したい」（三十代の主婦）「真面目なグループと聞いていたんですが、そのとおりですね」（公務員）など……。

「市民から少しでも文化の息吹を感じとってもらいたい」と、五十五年、白根高校吹奏楽部OBを中心に結成された白根青少年吹奏楽団。三年目を迎えた今、その「ねらい」は、着実に市民に受け入れられつつあるようです。



カラオケ騒音と悪臭、七月から規制強化

県公害防止条例と同施行規則の一部を改正



造施設、塗装施設などから発生する複合悪臭は規制できないため、これらに対する苦情には適切な対応がでない状況にありました。県では、住民の身近な所で発生しているこれらの公害に対処するため、県公害防止条例と同施行規則の一部を改正し、七月一日から新たに強化された規制が行われることになりました。

激増する騒音、悪臭苦情

最近、スナックなど深夜飲食店の住宅地への進出や、カラオケの普及などにより、その営業騒音に対する苦情が激増しています。また、悪臭苦情も多く、アンモニアなどは悪臭防止法により規制されていますが、畜舎、肥飼料製

午後十時以降はお静かに

午後十時から翌日の午前六時の深夜における飲食店・喫茶店など営業騒音の音量規制基準は、右下の表のとおりです。音量の規制基準やカラオケなどの音響機器の使用制限に違反し、周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、改善勧告や改善命

深夜営業飲食店等の騒音規制基準

区域の区分	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
区域の説明	第1種住居専用地域	第2種住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	工業地域
規制基準 (音の大きさ) (音のめやす)	40ホン (35ホン— 地の昼)	45ホン — 静かな住宅地 — 図書館内 — 60ホン— 深夜 — 静かな住宅 — 静かな住宅 — 静かな住宅	50ホン — 深夜 — 45ホン— 静かな住宅 — 静かな住宅 — 静かな住宅	60ホン — 静かな住宅 — 静かな住宅 — 静かな住宅
規制時間	午後10時～翌日午前6時			
カラオケ装置等 の使用禁止時間	※午後11時～翌日午前6時			

※音が外部へもれない構造の店は除かれます

畜舎などの悪臭も規制強化

畜舎、肥飼料製造施設、塗装施設などから発生する多成分の複合悪臭に対しても規制が強化され、違反者は厳しく罰せられます。これら深夜営業騒音や、悪臭の規制については、区域区分や規制基準を細かく定めてありますので市民生活課衛生公害係（☎0211-110203）へお尋ねください。